

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年11月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. インドが国別報告書及びマスターファイルに係る要件¹の最終規則を公表²

2016年5月5日、インドは国別報告書(Country-by-Country: 以下「CbCレポート」)の主要な要件及び1961年インド所得税法(Indian Income Tax Act, 1961)、すなわち2016年財政法(Finance Act 2016)におけるマスターファイルの概要を公表した。これらの規則は2016年4月1日から導入されている。

2017年10月31日、直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes: 以下「CBDT」)は、インドにおけるCbCレポート及びマスターファイルに関する規定を公表した。

本規定の概略は以下のとおりである。

(1) マスターファイル

- インドでは、以下に該当する企業に対してマスターファイル(Form No. 3CEAA)の提出が義務付けられる。

マスターファイルのパート A

パート A は、インドにおいて事業を展開する多国籍企業(International Group: 以下「IG」)及びそのグループ企業に関する基本的な情報(名称、納税者番号、住所等)から構成される。最終規則において、マスターファイルのパート A は、閾値(threshold)の採用はされずに、IG の各グループ企業による提出が必要である旨が明確化された。

マスターファイルのパート B

パート B は、IG の各国における事業活動及び移転価格ポリシーに関する概要から構成され、マスターファイルにおいて主要な情報を提供する箇所である。各グループ企業は、以下の 閾値に該当する

場合にはマスターファイルのパート B の提出が義務付けられる。

- 1 事業年度における年間連結総収入金額が 50 億ルピーを超える場合
- 1 事業年度における国外関連取引が 5 億ルピーを超えるまたは無形資産に関する国外関連取引が 1 億ルピーを超える場合

- インドで提出が義務付けられるマスターファイルは、BEPS 行動 13 で要求される記載内容とおおむね同じである。しかし、最終規則においては、さらなる情報の記載を要求する項目が盛り込まれており、IG はインドの書式に沿うようにマスターファイルを修正・加筆する必要がある。

- 最終規則においては、マスターファイルを提出する事業年度をマスターファイルのパート A に明記することが求められている。

- マスターファイルは、所得税の申告期限、すなわち次の会計年度の 11 月 30 日までに提出しなければならない。しかし、2016-2017 年の会計年度(以下「2016-17 年度」)においては、提出期限が 2018 年 3 月 31 日まで延長される。インドにおいて複数のグループ企業を有する IG は、そのうちの一社が代表してインドでマスターファイルを提出することができる。ただし、インドにおけるマスターファイル提出期限の 30 日前までに、Form No. 3CEAB にその旨を明記しなければならない。

(2) CbC レポート

- CbC レポートが適用される閾値は、前年における連結総売上高が 550 億ルピーの企業とされた。

1 移転価格関連コンプライアンス

2 詳細は、通達 No. 92/2017

- CbCレポートの形式(Form No. 3CEAD)は、BEPS 行動 13 の書式に準拠している。
- インドにおける CbCレポートの提出期限は、引き続き、確定申告提出期限である翌会計年度の 11 月 30 日である。しかし、2016-17 年度においては、提出期限が 2018 年 3 月 31 日³まで延長される。

(3) CbCレポートの提出

- すべてのインド国外に本社を置くIG(以下「外国IG」)のグループ企業は、所定のフォーマット(Form No. 3CEAC)により、CbCレポートの提出が義務付けられている。
- 「報告対象事業年度」は、Form No. 3CEAC に明記しなければならない。
- CbCレポートは、インド国内のグループ企業の確定申告書の提出期限と同一である CbCレポートの提出期限の 2 カ月前までの提出が求められている。上述のとおり、2016-17 年度における CbCレポートの提出期限は、2018 年 3 月 31 日まで延長されており、同様に、2016-17 年度における最初の CbCレポート通知期限も 2018 年 1 月 31 日まで延長されている。
- 現在、外国IGの在インド複数の国外関連者による、連結 CbCレポートの提出は認められていない。

詳細はこちらの[ニュースレター](#)(デロイト インド ウェブサイト(英語))を参照。

2. 州をまたぐ取引に係る物品サービス税(IGST)⁴の免税措置を受けるすべての輸出者による、担保金に代わる保証書(LUT)の提出

従来、物品サービス税(Goods and Services Tax: 以下「GST」)⁵法において、輸出免税取引は、輸出者に適用される担保金及び確約証(Letter of Undertaking: 以下「LUT」)の提出によってのみ、これを行うことが可能であると規定されていた。

担保金の提供は輸出者にとって時間を要し、過剰な負担を課すものであった。

そこで、この輸出手続上の負担を軽減するため、インド政府は、特定の条件を満たす場合に、すべての輸出者(インド国外への輸出取引に携わるインドにおける日系企業も含まれる)に対して、担保金の代わりに LUT の提出を認める規定を設けた。

本通知の規定は、登録事業者が⁶IGST(Integrated Goods and Services Tax: 州をまたぐ取引に係る物品サービス税)の免税措置を受ける特別経済区または経済特別区ユニットに対して行う物品及びサービスのゼロ税率供給に関しても準用される。

3. 未登録事業者から受領する物品に係る GST の支払免除⁶

従来、GST 登録事業者は、未登録供給者から受領する物品の価額が一日に 5,000 万ルピーを超える場合、当該物品のリバースチャージに係る税の納税義務を負っていた。

インド政府は、登録事業者に対し、いかなる供給者から受領する物品及びサービスに係る GST を 2018 年 3 月 31 日まで免除するとしている。

4. 未登録事業者に対する供給に係る新インボイスフォーマットの導入⁷

2017 年中央 GST 税法(The Central Goods and Services Tax Rules, 2017)が改正され、「インボイス兼供給証(Invoice cum Bill of Supply)」が導入された。これは、納税義務者が未登録事業者に対して課税品並びに非課税品若しくはサービスまたはその両方を提供する場合において、単一の「インボイス兼供給証」の発行を認めるものである。

従来、課税品には「タックスインボイス(Tax Invoices)」、非課税品には「供給証(Bill of supply)」が発行されていた。

5. 銀行、金融機関及び非銀行金融会社による統合インボイスの発行⁸

銀行及び非銀行金融会社を含む金融機関は、「当月中に提供したサービスについて」、「タックスインボイス」に代わる「統合タックスインボイス」を月末に発行しなければならない。

6. 輸入品価格の決定に係る関税評価規則の変更⁹

輸入品の評価額を決定する際に輸入品の価値を含む旨規定された 2007 年関税評価(Customs Valuation)の Rule 10(2) (輸入製品の価格評価 (Determination of Value of Imported Goods) 規則が改正された(詳細は 2017 年 9 月 26 日の通達)。

改正前は、輸入地における荷役費用及び手数料につき、実際の費用にかかわらず、FOB(Free on board: 本船甲板渡し条件) 価格、運送費及び保険料の合計の 1%の想定レートに相当する額を評価額に含むことが義務付けられていた。

3 2017 年 10 月 25 日公表の CBDT Circular 26/2017 による

4 2017 年 10 月 4 日付 Central tax: 通達 No.37/2017

5 2017 年 7 月 1 日から新しく導入されたインドの間接税

6 Integrated Tax(Rate) dt. 13-10-2017: 通達 No.32/2017 及び 2017 年 10 月 13 日付 Central Tax(Rate): 通達 No.38/2017

7 2017 年 10 月 13 日付 Central Tax: 通達 No.45/2017

8 2017 年 10 月 13 日付 Central Tax: 通達 No.45/2017

9 2017 年 9 月 26 日付 Customs(N.T.): 通達 No.91/2017

輸入地における輸入品の荷渡に係る荷役費用及び手数料の1%の想定レートを含む要件は廃止され、実際の費用が確認できる場合には、当該費用のみを評価額に含むことが義務付けられた。

「輸入地」とは、物品を国内消費用として申告するために持ち込む税関施設または倉庫に保管するために持ち込む税関施設を指すことが定義された。

運送、荷役費用及び手数料が確定できない場合、当該費用は、FOB 価格の20%相当とする(空路による物品輸入の場合、当該費用は、実際の費用が FOB の20%を上回る場合においては、FOB の20%相当額に制限される)。

さらに、改正前においては、通関手続地から内陸コンテナデポ(Inland Container Depot)またはコンテナフレートステーション(Container Freight Station)への海路による輸入品の輸送に係る運送費用のみが取引価額の算定から除外されていた。しかし、今後は、海路または空路により輸入される物品をインドにおける他の税関局へ積み替えるために要する保険料、運送費、荷役費用及び手数料が除外される。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人 インド室
パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohmatsumatsu.co.jp

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohmatsumatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁理士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001